

保護者様

那須町立那須中学校長 戸村 一郎

令和7年度スクールバスの利用予定及び利用停留所の確認調査について

余寒の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度のスクールバスの利用について下記のとおり調査しますので、インターネットを利用して回答くださるようお願い申し上げます。回答は、お子様へ貸与されているiPadを御利用いただいても結構です。

なお、回答後は、下段の回答完了票を学級担任へ提出くださるよう併せてお願いします。また、申請漏れを防ぐため、お手数をお掛けしますが、現在スクールバスを利用していない御家庭も回答をお願いします。

記

1 確認事項

- (1) 利用の有無…「那須町小・中学校スクールバスに関する規程」対象者のみ利用可【裏面】
- (2) 利用路線（利用希望者のみ）
- (3) 利用停留所（利用希望者のみ）
- (4) 地区名および自宅从那須中学校までのおおよその距離



2 対象 現1・2年生徒 及び 令和7年度入学予定児童

3 調査回答用URL・QRコード 2月6日(木)までに御回答ください。【「回答完了票」の提出期限は2月7日(金)】

<https://forms.gle/5eRASivjBmZi4N7P7>

4 路線・停留所

高久A	高久B	湯本・高原	大谷	田代友愛A	田代友愛B
新西原	高久小	大丸温泉	大谷やすらぎ前	日本道路公団前	上半俵
茅沼	丸山	観光協会前	大谷第五	住友ゴム前	旧室野井小
薄室1	本郷	旧那須小	大谷第四	赤松平	横沢
薄室2	廻り谷	新那須	大谷第二-2	あけぼの平	伊藤台
菱喰内1	下瀬縫	一軒茶屋	大谷第二-1	もみじが丘	守子
弓落	芦ノ又	高湯台	大谷第三入口	唐松平	
後藤橋	愛宕山	高湯入口	大谷入口	白笹台	
桜久保	新高久1	平和郷管理事務所	北沢	三沢台	
菱喰内2	新高久2	南ヶ丘牧場	パッケージランド	三沢台4号	
	新高久3	那須高原	旧大沢小	遅山11号	
	岡室		大沢十字路	遅山14号	
	下松子		大深堀	ハイランド入口	
			小深堀(上)	フォレストヒルズ (旧:東京建物)	
			小深堀(下)	六斗地	
			長南寺	宇田島	
			長南寺2	室野井	
			北条	半俵	

5 その他 ・裏面の「那須町立小・中学校スクールバスに関する規程」を御確認ください。

・バス停の場所は「那須中学校ホームページ」で御確認下さい。

那須中学校 78-0520 担当 古沢哲也

=====切り取り=====

令和7年度スクールバス利用予定及び利用停留所の確認調査 回答完了票 担任への提出締切 2月7日(金)

那須中学校長 戸村 一郎 あて

令和7年 月 日

スクールバス利用予定停留所の確認アンケートに回答しました

年 組 (現在の所属) 児童・生徒氏名

保護者名

○那須町立小・中学校スクールバスに関する規程（抜粋）

（令和6年2月13日教育委員会告示第2号）

（趣旨）

第1条 この告示は、那須町立小・中学校スクールバス（以下「バス」という。）の管理運行に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理者）

第2条 バスの管理者（以下「バス管理者」という。）は、教育委員会とする。

2 バス管理者は、運行業務を委託することができる。

（対象者）

第3条 バスは、片道の通学距離が小学生においては4 km以上、中学生においては6 km以上又は学校統廃合により通学が困難となる者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに限り利用することができる。

那須町立那須中学校に在籍し、大沢、大深堀、北沢、荻久保、大谷、六斗地、遅山町、菱喰内、桜久保、後藤橋、弓落、廻り谷、渡久保、本郷1、本郷2、あたごハイツ、愛宕前、橋本町、茅沼、薄室、丸山、上瀬縫、下瀬縫、芦の又、岡室、筒地、新高久、新西原、湯本本町、大町、見晴町、旭町、東町、那須高原、占勝園、西町、元湯町、奥那須、湯本仲町、川向町から通学する生徒

2 前項に該当しない場合においても、バスの運行経路において次の各号のいずれかに該当する者に限り利用することができる。ただし、バスの乗車定員の範囲内とする。

那須町立那須中学校に在籍し、北条、長南寺、小深堀、守子、伊藤台、上半俵、下半俵、蕪中、室野井、宇田島、横沢、那須高原の一部から通学する生徒
前各号のほか、バスの運行経路において教育委員会が特に認める者

3 前項に該当する者がバスを利用するときは、スクールバス乗車許可願を、事前にバス管理者へ提出し承認を得なければならない。

4 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条により指定の学校を変更する者及び学校教育法施行令第9条により他市町村から区域外就学する者は、原則バスの乗車を認めない。

（利用者の報告及び乗車証明書）

第4条 学校長は、毎年度末に翌年度にバスを利用する者(以下「利用者」という。)をバス管理者に報告するものとする。

2 バス管理者は、前項の報告があったときは、利用者を確認し、利用者に対して乗車証明書を交付するものとする。

（運行範囲）

第5条 バス管理者は、次に掲げる場合にバスの運行するものとする。

- (1) 登下校時に利用するとき。
- (2) 土曜授業等の休日の学校行事に参加するとき。
- (3) 長期休業時の部活動その他学校行事に参加するとき。